

申請理由		証明書類（申請理由を証明するための提出書類等）
①	生活保護の停止又は廃止された方 （世帯状況変更による廃止の場合は該当しない。）	・生活保護停止・廃止決定通知書（写）
②	町民税が減免の方	次の書類を生計と一緒にする世帯全員分提出してください。 ・2019年1月1日の住民登録地の自治体（税務課）で発行される「 市町村民税が減免のことを証明できる書類 」 ※申請書（表面）の一番下枠に申請者の氏名および押印をした場合かつ、2019年1月1日現在に川島町に住所を有するかたは、税情報を利用するため、 証明書類は不要です。
③	個人事業税を減免された方	・個人事業税減額決定通知書（写）
④	固定資産税を減免された方	・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写）
⑤	国民年金保険料を減免された方	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） （ただし、保護者全員分が必要）
⑥	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	・国民健康保険料（変更）決定通知書（写） （被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの） ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写）
⑦	児童扶養手当の支給を受けている方	・児童扶養手当証書（県知事印が押されているページの写し）A4
⑧	生活福祉資金の貸付の決定を受けた方	・生活福祉資金貸付決定通知書（写）
⑨	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方（手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は該当しない。）	・雇用保険被保険者手帳 （公共職業安定所長印が押されているページの写し）
⑩	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	・被災証明 ・り災証明書
⑪	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。 ※ただし、教育扶助費の受給がない場合は「生活保護適用証明書（写）」の提出が必要です。
⑫	①～⑪には該当しないが、特別な事情のため、経済的に困っていて、就学援助を必要とする方、または町民税が非課税の方（申請書の《特別な事情》欄の記入） 所得審査になります。 ◎印の証明書類がある場合は、任意で提出。 （提出がない場合、審査に反映されません。）	次の書類を生計と一緒にする世帯全員分提出してください。 ・2019年1月1日の住民登録地の自治体（税務課）で発行される「 2018年1月1日～12月31日分の所得証明書 」 ※ただし、申請書（表面）の一番下枠に申請者の氏名および押印をした場合かつ、2019年1月1日現在に川島町に住所を有するかたは、税情報を利用するため、 証明書類は不要です。 ◎ 住まいの賃貸借契約書（契約期間、家賃金額がわかる部分）の写し ◎ 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、障害者年金証（写）

- ※ ①～④・⑧・⑩は、2018年度または2019年度のいずれかに該当していればよい項目です。
 ※ ⑤～⑦・⑨・⑪・⑫は、申請日現在該当していることが必要です。

▼ 以下は、教育委員会が記入します。

審査内容				
教育委員会 使用欄	認定日	認定	・ 不認定	認定要件
		年	月1日	第2条第1項（生活保護） 教育扶助 有 ・ 無 別表第1第1項 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 第2項 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 第3項 【収入額/需要額= 〃】